

発議第8号

被災者生活再建支援制度の見直しを求める意見書

上記の議案を下記のとおり提出する。

平成30年10月15日

提出者

望月賢一郎 杉本 護 寺尾 昭 鈴木節子 内田隆典

被災者生活再建支援制度の見直しを求める意見書

阪神・淡路大震災（1995年1月）を契機に被災者の粘り強い運動と世論の後押しで、1998年に被災者生活再建支援法が創設された。当初、住宅再建には適用されなかった同法は、その後、被災者と被災地の実態にあわせ改善が重ねられてきた。しかし、現行支援制度では、その対象が原則として住宅の全壊・大規模半壊などであり、支援金の最高限度額は300万円である。

日本列島は、2011年3月の東日本大震災を初め、2016年4月の熊本地震、2018年の西日本豪雨、北海道地震と大災害に見舞われ続けている。その度に、被災者は避難生活や仮設住宅での仮住まいを強いられ、生活と生業の再建に苦勞している。被災者の住宅や生業が再建し、人が戻ってこそ地域の復興であり、国として被災者生活再建をさらに支援することが求められている。

よって、政府において、被災者生活再建支援制度の見直しをするよう、強く求める。

記

- 1 被災者生活再建支援制度については、全壊や大規模半壊に加え一部修繕を含む半壊などに対象を広げること。
- 2 支援金の最高支給限度額を500万円に引上げること。
- 3 国庫補助率を3分の2に引上げること。
- 4 生業の再建も支援対象とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

〔提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、内閣府特命担当大臣（防災） 宛〕